

報 告 第 13 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	5,625,444千円	63,155千円	5,688,599千円
第1項 営業収益	4,571,082千円	54,426千円	4,625,508千円
第2項 営業外収益	978,268千円	15,994千円	994,262千円
第3項 特別利益	76,094千円	△7,265千円	68,829千円
	支 出		
第1款 事業費用	5,564,024千円	△82,578千円	5,481,446千円
第1項 営業費用	5,227,074千円	△80,934千円	5,146,140千円
第2項 営業外費用	259,332千円	△1,643千円	257,689千円
第3項 特別損失	77,618千円	△1千円	77,617千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額313,203千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,067千円、過年度分損益勘定留保資金71,860千円、当年度分損益勘定留保資金103,276千円」を「不足する額302,913千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,042千円、過年度分損益勘定留保資金164,871千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	665,807千円	△2,766千円	663,041千円
第1項 企業債	657,000千円	△27,000千円	630,000千円
第2項 建設補助金	854千円	5,236千円	6,090千円
第3項 固定資産売却代金	7,953千円	△7,110千円	843千円
第4項 投資返還金	-千円	26,108千円	26,108千円

	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	979,010千円	△13,056千円	965,954千円
第1項 建 設 改 良 費	418,742千円	△12,766千円	405,976千円
第3項 投 資	1,413千円	△290千円	1,123千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建 設 改 良 費 借 換 債	千円 657,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 630,000	補正前に同じ。	補 正 前 に同じ。	補正前に同じ。
計	657,000				630,000			

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	3,179,667千円	△49,564千円	3,130,103千円
(2) 交際費	435千円	△435千円	-千円

第6条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、234,937千円」を「補助を受ける金額は、221,012千円」に改める。